

**【平成25年度】篠山再生計画(行革編)の進捗状況等についての篠山再生計画推進委員会委員の意見・提案に対する市の取組方針と結果**

取組項目等	意見・提案	市の取組方針	結果(現状)	担当課
定員・給与の見直し	市職員の定員の適正化については目標を前倒しで達成したことは評価できる。しかし、財政の適正化の視点から見れば、人数ではなく人件費という歳出額での削減が進んでこそ、初めてその効果が現れる。今後は、引き続き人数とともに人件費総額について、より強い監視の目を持ち続けることが必要である。 職員の勤務体制は、勤務開始時刻と勤務終了時刻を同じくせず時差出勤制度の推進など、より柔軟な勤務体制の構築により人件費総額の抑制に努めること。	定員の適正化は、職員給与削減と合わせて、篠山再生計画の柱として、人件費総額の削減に大きな成果が出ている。今後においても、職員数450人体制を維持しながら、組織の市民サービスを低下させないよう配慮しつつ、業務委託や組織再編などにより、職員の減員に対応した組織体制を構築し、人件費の抑制を図っていく。 時差出勤制度については、現在、市民課総合窓口において、火曜日の窓口時間延長の対応として部分的に実施しているが、今後においては、夜の会議等にも対応できる制度を目指し調査研究を行っていく。また、時間外勤務手当の縮減については、週2日のノー残業デーの設定や振替制度の活用により計画的に取り組んでいる。	平成25年度職員数は446人(前年度比△5人)であり、職員数450人体制を維持しながら、適正な行政サービスを遂行するため、業務の効率化に取り組んでいる。また、臨時・非常勤職員を含めた平成24年度総人件費効果額は前年度比△253,141千円、平成20年度比△402,261千円である。 職員の時間外勤務については、時差出勤制度や振替制度の活用、週2日のノー残業デーの徹底により、時間外勤務手当の縮減に取り組んでいる。平成24年度効果額は前年度比△5,774千円、平成20年度比△22,010千円である。	職員課 職員課
議員定数・報酬の見直し	平成23年度までは市議会の自主的な取り組みにより、議員の期末手当の削減が行われていたが、時限措置であったため現在は復活している。しかし、収支見通しからも依然として厳しい財政状況が続くことが予想され、まだまだ楽観視できる状況にはない。このことから、議会自ら篠山市再生の姿勢を市民に示すためにも、引き続き市議会にかかわる支出の削減を実施していただきたい。	議会報告会等においても、同様のご意見、提案を受けており、政策討論会において、議員間で意識醸成、方向付けを行っていく予定である。 なお、昨年4月に施行した「篠山市議会基本条例」において、議員定数及び議員報酬については、行財政改革の側面や他市との比較検討による視点だけではなく、市の抱える課題や市の将来展望等を踏まえて、総合的に検討すると規定している。今後、地方分権と地域主権が進むことに伴い、増大する行政執行の適正性及び有効性を評価し、監視・統制することを十分に考慮した議員定数及び議員報酬が必要であると考え。	政策討論会での議論等を経て、市政を鑑み、市民を代表する公選の身として、市民や職員と寄り添い、痛みを共有しながら協力し、「行財政改革」の推進と「魅力あるまちづくり」を進め、篠山再生の目的達成のために行動していくことを確認した。 報酬の削減については、できる限りの削減に取り組むべきであるということを確認しながら、議員活動にも配慮し、現議員の任期中(H25.5~H28.4)に限り、「期末手当の10%削減」を実施する。 魅力あるまちづくりに向けた議員活動の充実については、政策提案のための政務調査活動のさらなる向上に努めていく。	議会事務局
公の施設の見直し	チルドレンズミュージアム及び西紀運動公園については、両施設とも指定管理期間中に管理者が撤退する結果となった。新たな指定管理者を選定し施設を再開する際、一定の経費を投資するからには、施設設置の目的や必要性などとともに、将来のビジョンを明確にしたうえで、改めて市民に分かりやすく説明し、理解を得る努力が必要である。	【企画課】 篠山チルドレンズミュージアムを再開するにあたって、市として創造性豊かな青少年の育成に必要な施設であるとともに、これまで指定管理者に任せて十分でなかった地域連携の充実と市民の利活用の促進に積極的に市も一体となって取り組むことを明らかにする。具体的には、指定管理の基本協定書や業務仕様書に全市民的な市民の利活用の促進や、市内幼稚・保育園、小学校の利活用促進などを基本方針として明示し、管理運営についても十分な意思疎通を図り取り組んでいく。 【社会教育・文化財課】 西紀運動公園は、市民の健康保持及び体力の増強を図るとともに、市民生活の健全育成に資するために設置された施設であり、開館当初から指定管理での運営を行ってきた。年間を通じて高齢者の機能回復や水泳教室の開催など青少年の体力づくりにも利用されているため今後も必要な施設である。24年12月末をもって指定管理者が途中撤退となったが、25年4月の再開をめざし、新しい指定管理者を選定した。今後は、モニタリング制度を活用して、指定管理者の運営を検証していく。	【企画課】 篠山チルドレンズミュージアムの新たな指定管理者として平成25年4月「株式会社Dreamaway」を選定し、これまでから企画、運営に携わっている、地域の「ミュージアムクラブ」も共同運営者として加わり、地域連携の充実を図った。また、全国的に有名な「人形劇団クラレ」による人形劇の上演などこれまでなかったワークショップや音楽イベントなどにより市民の利活用についても効果があった。 地域のイベントである「さくらまつり」や「たきまつり」、休館日には、ランドゴルフや歌声喫茶、イベント「ちるみゅーマルシェ」を開催し、子どもたちだけでなく地域の方々も来館した。 また、市内の学校、幼稚園、保育園にPRを行い、市内の利用についても25%とこれまでと比較し大幅な市内利用が図れた。また、冬期の休館中には各学校等に「絵本の読み聞かせ」等の『おでかけちるみゅー』を行い、更なる市内利用の促進を図る。 【社会教育・文化財課】 近畿地方を中心に46におよぶプール等の施設運営を行っている企業である(株)エヌ・エス・アイが25年4月から西紀運動公園の指定管理者となった。年間の指定管理料は19,000千円、管理期間は5年間である。8月のプール利用者数を見ると、全体では、ピークであった平成16年度比70%ではあるが、平成24年度比では130%と大きな伸びを示している。また経営の安定を左右するスクール会員数にあつては、ピークであった平成20年の1,858人に対し、本年度1,482人(昨年度比200%)と回復傾向にある。モニタリングについては、平成26年度から実施していく。	企画課 社会教育・文化財課
日頃から各施設の運営状況、指定管理者撤退の原因と理由などを十分に把握検証し、今後の施設運営に生かしていく必要がある。また、市の将来像も踏まえた検討の結果、市による有効な利活用が見込めないものについては、売却も含め早期に対応していく必要がある。	指定管理更新時における選定段階において十分に候補者の審査が行われるよう徹底するとともに、管理期間中においては現地確認や定期的な協議の実施など、施設の管理運営が適切に行われるようモニタリングに取り組む、広く行政サービスを提供する施設については、平成25年度からモニタリング結果の公表を行っていく。 公の施設の有効活用については、現在整備中の施設台帳を基に、今後、適正な施設のあり方を検討していきたい。	【行政経営課】 指定管理者へのモニタリングについては、平成25年度からの実施を目指し24年度から準備を進め平成25年度当初には説明会を開催するなど、本格実施に向けて取り組んだ。 結果、指定管理料の発生していない地域集会所の施設及び休止中の施設等、一部を除きモニタリング結果をモニタリングレポートとしてとりまとめ、10月に市のホームページにて公表した。 今後も、モニタリングを通じて市と指定管理者の連携を密にし、指定管理者制度の適切な運営に努める。 【管財契約課】 学校等の用途を廃止した施設について、地域の意見を伺い施設のあり方を検討している。旧雲部小学校については、まちづくり協議会が中心となり、地域の活性化、地域活動の拠点として活用することになった。	行政経営課 管財契約課	

取組項目等	意見・提案	市の取組方針	結果(現状)	担当課
財政収支見直し	<p>昨年度の委員会からの意見に基づき、繰上償還等を積極的に行う姿勢が見られることは評価できる。しかし、全国的な改善状況と比較してそのスピードは遅いとも言える。平成32年度の財政健全化を確実にするために、今後より一層、繰上償還等の努力を続ける必要がある。</p>	<p>実質公債比率の更なる抑制と収支改善のため、繰上償還を積極的に行い、中長期的な財政健全化を図る。</p>	<p>実質公債費比率の削減に向けた取り組みとして、平成24年度に828,920千円の繰上償還を実施した。起債の新規発行抑制と併せた効果により、平成24年度決算における実質公債費比率は22.4%となり0.3ポイント改善した。しかしながら、全国ワースト4位になるなど依然厳しい状況であるため、平成25年度にも確保可能な財源を検討しながら9億から10億円程度の繰上償還を実施し、引き続き実質公債費比率の改善に取り組む。</p>	行政経営課
	<p>収支見直しでは、財政調整基金を全て取り崩す計画としているが、これは財政運営上は決して好ましい選択ではない。より歳出削減に積極的に取り組むことで、基金繰入金金を減らす必要がある。</p>	<p>合併算定替えにもなる普通交付税の減額や地方債の返済にかかる費用が依然として高いこと等により、収支バランスがとれるのは平成32年度となる見込である。このことから、財政調整基金の取崩しをやむを得ず実施していくこととしているが、今後も財政の健全化に向け、引き続き積極的な歳出削減を行っていく。</p>	<p>本市の財政状況は、今まで歳出抑制に組み込み一定の改善はしたものの依然として、厳しい状況にあり収支見直しでは、平成32年度に収支バランスが取れる見込みとなっている。平成24年度の普通交付税は、合併算定替による段階的削減の影響が5割に達しており、平成25年度は7割削減となるなど歳入確保に大きな影響があることから、歳出についても、収支見直しに影響の増加にならないよう、予算要求を十分検討の上、査定を行い歳出抑制に努めていく。</p>	行政経営課
	<p>再生計画実施期間中の投資的経費を毎年5億円と一定額で見込んでいる。しかし、公共施設の長寿命化計画等に基づき順次実施していくとしても、毎年一定額で推移すると見込むのは不自然である。計画等に基づき、実際に必要となる歳出額を算出してその平準化に努め、財源の確保が可能であれば前倒しで行うことにより、将来的な財政負担の縮減を進める必要がある。</p>	<p>財政収支見直しにおける投資的経費は毎年5億円を基本としているが、橋梁や市営住宅等の長寿命化計画に基づき、施設の改修等を順次実施していき、その財源・費用については国・県補助金等を積極的に活用しながら、前倒しの実施を行い、歳出額の平準化と財源の縮減を図る。</p>	<p>投資的事業については、収支見直しに折り込んだ5億円の範囲での事業選択及び実施を基本としつつ、老朽化による安全対策等緊急に事業を実施しなければならない事案が発生した場合などは、国庫金や交付税措置の手厚い地方債の選択など適正な財源確保に努める。また、交付税措置の手厚い緊急防災減災事業債については、平成26年度以降継続されるかが不透明なため、活用できる耐震化事業や防災無線デジタル化を、できるかぎり前倒しして実施する。</p>	行政経営課
	<p>財政健全化基準である、実質公債費比率は全国でワースト7位、将来負担比率は全国でワースト12位と、両数値ともに依然として非常に高く、不名誉な状況である。両数値とも早期健全化基準の範囲内ではあるが、都市平均値を大きく超えている。このような状況であることを市民と共有し、共に再生に努力していくため、一般に健全であると言える独自基準を設けたり、他市との比較なども含め、常に分かりやすく情報を発信し続けて行かなければならない。</p>	<p>市の財政状況については、決算の状況と合わせ、市広報及びホームページで県内各市町との比較を行う等によりお知らせをしている。今後においても市民の皆様によりわかりやすく報告していく。</p>	<p>平成23年度決算の状況については、平成25年1月号の広報誌面を活用し、市民の皆様へ公表した。また、公表に当たっては、単に数字の羅列を行うのではなく、グラフやQ&amp;A形式も取り入れ、市民の皆様にご覧いただきやすく説明するように努めた。また、ホームページ上では、より詳細に決算の概要を掲載した。平成24年度決算についても、議会での認定が済み次第、公表する。なお、県内各市町の比較については、兵庫県へ主要指標等の報告を行い、取りまとめがなされた上、兵庫県のホームページ上で公表された。</p>	行政経営課
その他	<p>市税等の徴収率に関して目標を大きく下回っている。徴収できないものについては不納欠損処理を進める。社会的状況等もあり、資産が無くやむなく支払が出来ないケース等も一定数あると思われることから、債務処理の方法についての情報提供や、分納などの納税方法があることについても周知する。 また、市の財政状況の周知とともに、納税に対して市民意識が向上するよう、広報等に努めるべきである。</p>	<p>【収税課】 徴収不可能な税債権については、滞納処分の執行停止後、一定期間経過後に欠損処理することとなり、年次的に処理を行っている。今後とも滞納者毎に納付環境を調査し、担税力の無い義務者は執行停止処理を行う。 納税相談等については、各税の納付書発送時期に広報を通じて周知を図る。市税の情報提供については、随時行っている広報への掲載を継続する。 【医療保険課】 介護保険料・後期高齢者医療保険料の未納者・滞納者に対して、課内で年2回(12月・5月)訪問徴収を実施する。 年金支給月の訪問徴収・電話催促を行い納付をうながしていく。また、分割支払の方法等あることを周知し、納付しやすい環境を作っていく。 【地域計画課】 市営住宅使用料については、納入が滞る者については納付誓約をとり、入居者の生活実態に応じた計画的な分納と債権回収を行うべく取り組んでいる。誓約が不履行の者については、連帯保証人への納入勧奨を進めていく。また、年3回程度の徴収強化月間を設定し、滞納の発生を未然に防止すべく現年分を確実に徴収し、滞納分については一定の誓約を取り付け、履行すべく勧奨を行っている。これらの流れを踏まえた結果、納入が履行されない者については、弁護士委託徴収対象者とし、明け渡し請求等法的措置を見据えた対応を行う。 【経営企画課】 居所不明や破産等により徴収出来ないものについては、不納欠損処理を進め、支払いが困難な使用者については、面談の上、分納誓約をとり、分割での支払いを促していく。また、水道独自広報により、決算状況を掲載し、水道事業運営に対し理解を深めるよう努める。</p>	<p>【収税課】 未収金の縮減に向けて、早期の催告により現年徴収率の向上に努めている。徴収事務が継続できない案件については、順次執行停止処分を行っている。(H24 件数 義務者数 125人)。執行停止はマニュアルを作成し基準を明確にしている。欠損処理は停止後3ヶ年を経過した時点で行う。納付方法の情報提供については、電話催告時に相談ができる旨連絡を行うとともに、広報にもその旨複数回掲載している。休日納税相談もH24から実施し、相談機会を増やしている。 【医療保険課】 課内で年2回訪問徴収を行い、訪問をして出会えなかった方には、「支払っていただきます」と返事されているが、担当の方でもあとの確認ができかねているので、納付に至っていないことがある。訪問徴収で出会えなかった方等については、未納通知等を送付し納付につなげるよう行った。 納付率 後期高齢者医療保険料 99.05% (H23 99.12%) 介護保険料 97.19% (H23 96.93%) 【地域計画課】 昨年度同様、長期高額滞納者17名に対し弁護士委託を行い、徴収率の向上に努めた。市営住宅使用料については、滞納者に関し分割納付誓約書の提出を促進した。また、特別徴収月間等を設定し電話催促や訪問徴収を実施した。(平成24年度分割納付誓約件数:10件 特別徴収による徴収額:783,500円(5月、12月) 弁護士委託徴収額:3,337,500円) さらに、連帯保証人に対する督促(滞納者10人程度)を実施し、そこから一定額の納入及び納付誓約につなげていく納付勧奨を行っている。弁護士委託者の内、納入実績のない悪質滞納者数名については、明け渡し請求等法的措置を行うべく現在調査を進めている。 【経営企画課】 使用者本人が死亡相続人がない者や居所不明、破産等により徴収が出来ない者について、不納欠損処理を行った。また、支払いが困難な使用者については面談を行い分納誓約による支払を促している。</p>	収税課 医療保険課 地域計画課 経営企画課
	<p>市税等の徴収率に関して目標を大きく下回っている。徴収できないものについては不納欠損処理を進める。社会的状況等もあり、資産が無くやむなく支払が出来ないケース等も一定数あると思われることから、債務処理の方法についての情報提供や、分納などの納税方法があることについても周知する。 また、市の財政状況の周知とともに、納税に対して市民意識が向上するよう、広報等に努めるべきである。</p>	<p>【収税課】 徴収不可能な税債権については、滞納処分の執行停止後、一定期間経過後に欠損処理することとなり、年次的に処理を行っている。今後とも滞納者毎に納付環境を調査し、担税力の無い義務者は執行停止処理を行う。 納税相談等については、各税の納付書発送時期に広報を通じて周知を図る。市税の情報提供については、随時行っている広報への掲載を継続する。 【医療保険課】 介護保険料・後期高齢者医療保険料の未納者・滞納者に対して、課内で年2回(12月・5月)訪問徴収を実施する。 年金支給月の訪問徴収・電話催促を行い納付をうながしていく。また、分割支払の方法等あることを周知し、納付しやすい環境を作っていく。 【地域計画課】 市営住宅使用料については、納入が滞る者については納付誓約をとり、入居者の生活実態に応じた計画的な分納と債権回収を行うべく取り組んでいる。誓約が不履行の者については、連帯保証人への納入勧奨を進めていく。また、年3回程度の徴収強化月間を設定し、滞納の発生を未然に防止すべく現年分を確実に徴収し、滞納分については一定の誓約を取り付け、履行すべく勧奨を行っている。これらの流れを踏まえた結果、納入が履行されない者については、弁護士委託徴収対象者とし、明け渡し請求等法的措置を見据えた対応を行う。 【経営企画課】 居所不明や破産等により徴収出来ないものについては、不納欠損処理を進め、支払いが困難な使用者については、面談の上、分納誓約をとり、分割での支払いを促していく。また、水道独自広報により、決算状況を掲載し、水道事業運営に対し理解を深めるよう努める。</p>	<p>【収税課】 未収金の縮減に向けて、早期の催告により現年徴収率の向上に努めている。徴収事務が継続できない案件については、順次執行停止処分を行っている。(H24 件数 義務者数 125人)。執行停止はマニュアルを作成し基準を明確にしている。欠損処理は停止後3ヶ年を経過した時点で行う。納付方法の情報提供については、電話催告時に相談ができる旨連絡を行うとともに、広報にもその旨複数回掲載している。休日納税相談もH24から実施し、相談機会を増やしている。 【医療保険課】 課内で年2回訪問徴収を行い、訪問をして出会えなかった方には、「支払っていただきます」と返事されているが、担当の方でもあとの確認ができかねているので、納付に至っていないことがある。訪問徴収で出会えなかった方等については、未納通知等を送付し納付につなげるよう行った。 納付率 後期高齢者医療保険料 99.05% (H23 99.12%) 介護保険料 97.19% (H23 96.93%) 【地域計画課】 昨年度同様、長期高額滞納者17名に対し弁護士委託を行い、徴収率の向上に努めた。市営住宅使用料については、滞納者に関し分割納付誓約書の提出を促進した。また、特別徴収月間等を設定し電話催促や訪問徴収を実施した。(平成24年度分割納付誓約件数:10件 特別徴収による徴収額:783,500円(5月、12月) 弁護士委託徴収額:3,337,500円) さらに、連帯保証人に対する督促(滞納者10人程度)を実施し、そこから一定額の納入及び納付誓約につなげていく納付勧奨を行っている。弁護士委託者の内、納入実績のない悪質滞納者数名については、明け渡し請求等法的措置を行うべく現在調査を進めている。 【経営企画課】 使用者本人が死亡相続人がない者や居所不明、破産等により徴収が出来ない者について、不納欠損処理を行った。また、支払いが困難な使用者については面談を行い分納誓約による支払を促している。</p>	収税課 医療保険課 地域計画課 経営企画課

取組項目等	意見・提案	市の取組方針	結果(現状)	担当課
	<p>各種補助金等の支出に関する厳格な基準、公平な審査・評価体制の構築が不可欠である。また、外部監査制度の活用など、金額にかかわらず外部評価を取り入れた評価検証は、補助金等が適正に運用され、既得権益とならないようにするためにも有効である。常に補助金等を支出する側と受ける側が、なれ合いではなく、一定の緊張感を持つ関係であることが、健全な財政運営上必要なことである。</p>	<p>現在、各種団体への補助金については事前に計画書の提出を義務づけており、内容を審査したうえで予算化を行っている。      今後は、実施結果を客観的に点検する体制の構築に向けて、調査研究を進めていく。</p>	<p>補助金については、次年度の予算化の可否判断の参考とするため、毎年秋期を目途に各補助金担当課から行政経営課に実施計画の提出を求めている。      なお、実施計画は、提出に先だって各補助金担当課と各補助事業実施主体で連絡調整や確認がされたものである。      平成25年度についても平成26年度補助金予算計上に先立ち実施計画の提出を求め、審査を行う。      また、客観的な審査手法については引き続き調査研究を進めていく。</p>	<p>行政経営課</p>